

令和5年度 積算基準書の一部改定について お知らせ

倉敷市工事検査課

倉敷市が発注する公共土木工事の積算に用いる下記積算基準書について、一部改定がありましたのでお知らせします。

1 改定する積算基準書

- (1) 令和5年度 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）
- (2) 令和5年度 業務関係積算基準及び標準歩掛（岡山県土木部）
- (3) 令和5年度 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】
- (4) 令和5年度 港湾請負工事積算基準（岡山県土木部）
- (5) 令和5年度 港湾請負工事積算基準 委託編・単価表（岡山県土木部）
- (6) 令和5年度 土地改良工事積算基準（土木工事）
- (7) 令和5年度 土地改良工事積算基準（施設機械）
- (8) 令和5年度 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
- (9) 令和5年度 治山林道必携（積算・施工編）
- (10) 令和5年度 治山林道必携（調査・測量・設計編）
- (11) 令和5年度 岡山県土地改良工事積算基準（岡山県農林水産部・土木部）

2 改定内容

別紙のとおり

3 適用年月日

単価適用年月日が令和6年5月1日以降の設計書

【問合わせ先】工事検査課技術管理室 ☎ : 086-426-3453

倉敷市積算基準書一覧表

(※岡山県公表積算基準書を準用し倉敷市の基準書として取扱いをしているもの)

(注意)積算基準書の内容に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。
また、岡山県への問い合わせ等はしないでください。

積算基準書(岡山県土木部が公表しているもの)

	積算基準書	改定等内容(令和6年5月)
公表図書	1 土木工事標準積算基準書(上巻)(下巻)(岡山県土木部)	別紙のとおり
	2 業務関係積算基準及び標準歩掛(岡山県土木部)	別紙のとおり
	3 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】	別紙のとおり
	4 機械設備積算基準及び解説(岡山県土木部)	—
	5 港湾請負工事積算基準[工事][委託編・単価表][船舶および機械製造修理請負工事積算基準](岡山県土木部)	別紙のとおり
	6 下水道用設計標準歩掛表(1~3巻)	—

積算基準書(岡山県農林水産部が公表しているもの)

	積算基準書	改定等内容(令和6年5月)
公表図書	1 土地改良工事積算基準(土木工事)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	別紙のとおり
	2 土地改良工事積算基準(施設機械)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	別紙のとおり
	3 土地改良工事積算基準(機械経費)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	—
	4 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	別紙のとおり
	5 岡山県土地改良工事積算基準(岡山県農林水産部・土木部)	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)における端数処理 現場環境改善費率 追加工事の適用単価について
	6 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	—

注) 表中の積算基準書欄に記載されている岡山県、岡山県土木部、岡山県農林水産部・土木部は倉敷市と読み替えるものとします。

令和5年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和6年4月1日まで

単価適用年月日：令和6年5月1日以降

別表第2 現場管理費率
第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

別表第2 現場管理費率
第1表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

令和5年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和6年4月1日まで

単価適用年月日：令和6年5月1日以降

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o：現場管理費率 (%)

N_p：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87

2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o：現場管理費率 (%)

N_p：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

令和5年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

第II編 地質調査業務

単価適用年月日：令和6年4月1日まで

3. 業務費の積算方法

地質調査業務費は、次式による。

$$\text{地質調査業務費} = \text{一般調査業務費} + \text{解析等調査業務費} + \text{消費税相当額}$$

$$= (\text{一般調査業務費} + \text{解析等調査業務費}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(1) 一般調査業務費

$$\text{一般調査業務費} = (\text{直接調査費} + \text{間接調査費}) \times (1 + \text{諸経費率})$$

(2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、次表により対象額(直接調査費+間接調査費)ごとに求めた諸経費率を、当該対象額に乗じた額とする。

諸経費率標準値

	対象額		
	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円を超えるもの
諸経費率	59.9	算出式による	40.8

算出式

$$z = 285.3 \times P^{-0.113}$$

z：諸経費率(%)

P：対象額(円)

(注)1. 諸経費率は、小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

(3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については、「第III編第1章 土木設計業務等積算基準」による。

4. 安全費

安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、次による。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導員、交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用である。

- 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、次式による。

$$\text{安全費(千円)} = (\text{直接調査費(円)} - \text{直接経費(円)}) \times \text{安全費率(千円未満切捨て)}$$

(注)1. 安全費率は、次表を標準とする。ただし、地域が複数となる場合は、地域ごとの区間(距離)を重量とし、加重平均(小数第2位を四捨五入して第1位)とする。

2. 地域区分については、「第I編第1章 測量業務積算基準」を参考とする。

3. 調査箇所が複数の場合で、安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

安全費率

	対象地			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
安全費率	—	10.0	9.5	4.5

- 上記1)により難い場合は、現場状況に応じて別途計上する。

第II編 地質調査業務

単価適用年月日：令和6年5月1日以降

3. 業務費の積算方法

地質調査業務費は、次式による。

$$\text{地質調査業務費} = \text{一般調査業務費} + \text{解析等調査業務費} + \text{消費税相当額}$$

$$= (\text{一般調査業務費} + \text{解析等調査業務費}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(1) 一般調査業務費

$$\text{一般調査業務費} = (\text{直接調査費} + \text{間接調査費}) \times (1 + \text{諸経費率})$$

(2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、次表により対象額(直接調査費+間接調査費)ごとに求めた諸経費率を、当該対象額に乗じた額とする。

諸経費率標準値

	対象額		
	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円を超えるもの
諸経費率	82.5	算出式による	60.6

算出式

$$z = 290.2 \times P^{-0.091}$$

z：諸経費率(%)

P：対象額(円)

(注)1. 諸経費率は、小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

(3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については、「第III編第1章 土木設計業務等積算基準」による。

4. 安全費

安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、次による。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導員、交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用である。

- 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、次式による。

$$\text{安全費(千円)} = (\text{直接調査費(円)} - \text{直接経費(円)}) \times \text{安全費率(千円未満切捨て)}$$

(注)1. 安全費率は、次表を標準とする。ただし、地域が複数となる場合は、地域ごとの区間(距離)を重量とし、加重平均(小数第2位を四捨五入して第1位)とする。

2. 地域区分については、「第I編第1章 測量業務積算基準」を参考とする。

3. 調査箇所が複数の場合で、安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

安全費率

	対象地			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
安全費率	—	10.0	9.5	4.5

- 上記1)により難い場合は、現場状況に応じて別途計上する。

第七編 その他

1. 標準断面発注

標準断面発注とは、施工箇所の標準的な断面から施工量を算出し、発注する工事である。この発注とする場合は、特記仕様書に「測量」及び「設計図等作成」を実施する旨を明記すること。

(1) 適用範囲

- 1) 舗装工事(切削オーバーレイ、オーバーレイ及びこれらに類する工事)
- 2) 河川工事(浚渫工及びこれらに類する工事)
- 3) その他(発注者が適用可能と判断したもの)

(2) 積算

測量費及び設計図等作成費は、共通仮設費の準備費に計上する。

1) 路線測量(横断測量)

施工歩掛は次を標準とするが、現場条件等により、これにより難しい場合は別途考慮する。

(1km 当たり)

名称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	7.2	現地観測・測量
特殊作業員	人	5.3	現地観測・測量
土木一般世話役	人	2.3	横断面図作成
特殊作業員	人	1.5	横断面図作成
機械経費(レベル3級)	台日	7.2	
機械経費(ライトバン)	台日	7.2	供用日損料
ガソリン	リットル	38.0	$2.7 \frac{\text{リットル}}{\text{台日}} \times 14.4\text{h}$
小計			
変化率(α)			上記の総額に対して変化率を乗ずる
諸雑費	式	1	

(注)1. 横断測量の測点間距離は、20mを標準とし、縮尺は1/100とする。

2. 測点間距離を別途指示する場合は、測点数を延長により換算調整し、特記仕様書に明記すること。
(延長500m間を10mの測点間距離で測量指示する場合は、基本測量と同じ測点数となる)

3. 横断測量の測量幅は、7.5mを標準としており、これと異なる場合は変化率により補正する。

4. 曲線数は、0を標準としており、これと異なる場合は変化率により補正する。

5. 横断測量の日当作業量は1km/1日とする。

○測量変化率(α)

変化率(α)は次式により算出し、路線測量歩掛より算出される総額に乘じる。

$$\alpha = 0.5 + \alpha_1 + \alpha_2$$

a. 測量幅による変化率(α_1)

測量幅	$W \leq 7.5\text{m}$	$7.5\text{m} < W \leq 15.0\text{m}$	$15.0\text{m} < W \leq 22.5\text{m}$	$22.5\text{m} < W \leq 30.0\text{m}$
変化率	0	+0.05	+0.1	+0.15

測量幅	$30.0\text{m} < W \leq 45.0\text{m}$	$45.0\text{m} < W \leq 75.0\text{m}$	$75.0\text{m} < W \leq 105\text{m}$	$105\text{m} < W$
変化率	+0.25	+0.35	+0.45	別途考慮

(注)1. 水深が深く別途ボート等の器材が必要な場合は適用出来ない。

2. 浚渫工事において、低水護岸等で河川幅が広い場合は、工事作業幅を測量幅とする。ただし、必要により、起終点及び中間地点については、全河川幅を計測することとし、必要な延長を合わせて計上する。

令和5年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲 載 頁	現 行 (旧)	改 定 (新)	コ メ ン ト																																																																																						
第1部 港湾土木請負工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-7	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>0.92 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>159.8</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.3301</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.14 %</u></td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td style="text-align: center;">2.02 %</td> <td style="text-align: center;">1192.6</td> <td style="text-align: center;">-0.4089</td> <td style="text-align: center;">0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td style="text-align: center;"><u>2.02 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1192.6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.4089</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.25 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I_r : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾 浚渫工事	<u>0.92 %</u>	<u>159.8</u>	<u>-0.3301</u>	<u>0.14 %</u>	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海 岸 工 事	<u>2.02 %</u>	<u>1192.6</u>	<u>-0.4089</u>	<u>0.25 %</u>	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>2.58 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,342.2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.5375</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.11 %</u></td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td style="text-align: center;">2.02 %</td> <td style="text-align: center;">1192.6</td> <td style="text-align: center;">-0.4089</td> <td style="text-align: center;">0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td style="text-align: center;"><u>4.02 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17,100.2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.5353</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.26 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I_r : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾 浚渫工事	<u>2.58 %</u>	<u>11,342.2</u>	<u>-0.5375</u>	<u>0.11 %</u>	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海 岸 工 事	<u>4.02 %</u>	<u>17,100.2</u>	<u>-0.5353</u>	<u>0.26 %</u>	
対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																				
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
港湾 浚渫工事	<u>0.92 %</u>	<u>159.8</u>	<u>-0.3301</u>	<u>0.14 %</u>																																																																																					
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																					
対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
海 岸 工 事	<u>2.02 %</u>	<u>1192.6</u>	<u>-0.4089</u>	<u>0.25 %</u>																																																																																					
対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
港湾 浚渫工事	<u>2.58 %</u>	<u>11,342.2</u>	<u>-0.5375</u>	<u>0.11 %</u>																																																																																					
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																					
対象額 適用 区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
海 岸 工 事	<u>4.02 %</u>	<u>17,100.2</u>	<u>-0.5353</u>	<u>0.26 %</u>																																																																																					

令和5年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																																																																						
第1部 港湾土木請負工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	<p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">23.71 %</td> <td style="text-align: center;">99.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0908</td> <td style="text-align: center;">14.19 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td style="text-align: center;">24.36 %</td> <td style="text-align: center;">46.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0413</td> <td style="text-align: center;">19.28 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td style="text-align: center;">27.79 %</td> <td style="text-align: center;">113.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0895</td> <td style="text-align: center;">17.82 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾 浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %	工事 構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %	<p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">24.08 %</td> <td style="text-align: center;">82.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0779</td> <td style="text-align: center;">15.50 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td style="text-align: center;">24.65 %</td> <td style="text-align: center;">40.5</td> <td style="text-align: center;">-0.0315</td> <td style="text-align: center;">20.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td style="text-align: center;">28.11 %</td> <td style="text-align: center;">100.3</td> <td style="text-align: center;">-0.0807</td> <td style="text-align: center;">18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %	
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																				
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
港湾 浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %																																																																																					
工事 構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %																																																																																					
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %																																																																																					
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																																																																					
工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %																																																																																					
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %																																																																																					
第1部 港湾土木請負工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 補足資料 P2-2-(3))	<p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td style="text-align: center;">22.48 %</td> <td style="text-align: center;">96.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0927</td> <td style="text-align: center;">15.45 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	海岸工事					<p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td style="text-align: center;">22.74 %</td> <td style="text-align: center;">88.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0860</td> <td style="text-align: center;">16.06 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾構造物工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %	海岸工事																																											
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下		700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																				
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																																																					
海岸工事																																																																																									
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																					
		a	b																																																																																						
港湾構造物工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %																																																																																					
海岸工事																																																																																									

令和5年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																								
第3部 その他の積算基準 第3編 土質調査業務 P3-1-4	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="264 236 1048 459"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え7,000万円以下</th> <th>7,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>37.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z : 諸経费率 (単位: %) Y : 直接調査費+間接調査費 (単位: 円) A、b : 変数値</p> <p>注) 1. 諸経费率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1160 236 1944 459"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3,000万円以下</th> <th>3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z : 諸経费率 (単位: %) Y : 直接調査費+間接調査費 (単位: 円) A、b : 変数値</p> <p>注) 1. 諸経费率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%																																							
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																																							

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後 令和6年5月1日から適用					現行						
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準					別紙 土地改良事業等請負工事積算基準						
第1～第10 [略]					第1～第10 [略]						
別表1 [略]					別表1 [略]						
別表2 現場管理費率					別表2 現場管理費率						
(1)-a					(1)-a						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b				a	b		
ほ場整備工事		<u>43.14%</u>	<u>227.2</u>	<u>-0.1114</u>	<u>22.58%</u>	ほ場整備工事		<u>42.87%</u>	<u>244.0</u>	<u>-0.1166</u>	<u>21.78%</u>
農用地造成工事		<u>32.15%</u>	<u>53.3</u>	<u>-0.0339</u>	<u>26.40%</u>	農用地造成工事		<u>31.97%</u>	<u>56.6</u>	<u>-0.0383</u>	<u>25.59%</u>
水路トンネル工事		<u>34.52%</u>	<u>72.0</u>	<u>-0.0493</u>	<u>25.92%</u>	水路トンネル工事		<u>34.24%</u>	<u>78.7</u>	<u>-0.0558</u>	<u>24.76%</u>
水路工事		<u>45.55%</u>	<u>545.7</u>	<u>-0.1665</u>	<u>17.32%</u>	水路工事		<u>45.31%</u>	<u>582.2</u>	<u>-0.1712</u>	<u>16.76%</u>
排水路工事		<u>32.47%</u>	<u>106.1</u>	<u>-0.0794</u>	<u>20.47%</u>	排水路工事		<u>32.28%</u>	<u>112.8</u>	<u>-0.0839</u>	<u>19.82%</u>
管水路工事		<u>29.27%</u>	<u>79.5</u>	<u>-0.0670</u>	<u>19.83%</u>	管水路工事		<u>29.07%</u>	<u>84.7</u>	<u>-0.0717</u>	<u>19.17%</u>
畑かん施設工事		<u>34.53%</u>	<u>154.8</u>	<u>-0.1006</u>	<u>19.25%</u>	畑かん施設工事		<u>34.22%</u>	<u>169.3</u>	<u>-0.1072</u>	<u>18.36%</u>
コンクリート補修工事		<u>37.49%</u>	<u>173.7</u>	<u>-0.1028</u>	<u>20.63%</u>	コンクリート補修工事		<u>37.15%</u>	<u>192.2</u>	<u>-0.1102</u>	<u>19.59%</u>
ため池工事		<u>42.81%</u>	<u>171.1</u>	<u>-0.0929</u>	<u>24.95%</u>	ため池工事		<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>
その他土木工事(1)		<u>40.09%</u>	<u>201.9</u>	<u>-0.1084</u>	<u>21.36%</u>	その他土木工事(1)		<u>39.81%</u>	<u>217.0</u>	<u>-0.1137</u>	<u>20.57%</u>
その他土木工事(2)		<u>36.71%</u>	<u>99.7</u>	<u>-0.0670</u>	<u>24.87%</u>	その他土木工事(2)		<u>36.51%</u>	<u>107.0</u>	<u>-0.0721</u>	<u>24.02%</u>
(1)-b					(1)-b						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b				a	b		
河川工事		<u>44.05%</u>	<u>1118.2</u>	<u>-0.2052</u>	<u>15.91%</u>	河川工事		<u>43.43%</u>	<u>1,276.7</u>	<u>-0.2145</u>	<u>14.98%</u>
海岸工事		<u>28.11%</u>	<u>100.3</u>	<u>-0.0807</u>	<u>18.84%</u>	海岸工事		<u>27.79%</u>	<u>113.9</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.82%</u>
道路改良工事		<u>34.09%</u>	<u>76.4</u>	<u>-0.0512</u>	<u>26.44%</u>	道路改良工事		<u>33.69%</u>	<u>87.0</u>	<u>-0.0602</u>	<u>24.99%</u>
舗装工事		<u>40.83%</u>	<u>598.0</u>	<u>-0.1703</u>	<u>17.54%</u>	舗装工事		<u>40.38%</u>	<u>668.7</u>	<u>-0.1781</u>	<u>16.69%</u>
管更生工事		<u>35.56%</u>	<u>178.6</u>	<u>-0.1024</u>	<u>21.39%</u>	管更生工事		<u>35.05%</u>	<u>204.8</u>	<u>-0.1120</u>	<u>20.11%</u>
(1)-c					(1)-c						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b				a	b		
干拓工事		<u>25.14%</u>	<u>129.7</u>	<u>-0.1041</u>	<u>13.95%</u>	干拓工事		<u>24.97%</u>	<u>141.8</u>	<u>-0.1102</u>	<u>13.39%</u>

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
	下記の率とする。	a	b		
フィルダム工事	3億円以下	<u>34.59%</u>	<u>154.9</u>	<u>-0.0768</u>	<u>27.87%</u>
コンクリートダム工事	3億円以下	<u>31.19%</u>	<u>35.0</u>	<u>-0.0059</u>	<u>30.68%</u>

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地(DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
	下記の率とする。	a	b		
フィルダム工事	3億円以下	<u>33.56%</u>	<u>184.8</u>	<u>-0.0874</u>	<u>26.24%</u>
コンクリートダム工事	3億円以下	<u>30.41%</u>	<u>41.0</u>	<u>-0.0153</u>	<u>29.13%</u>

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地(DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.0</u>	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 令和6年5月1日から一部適用	現 行																																																																																								
<p>別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>別表 1・別表 2 [略]</p> <p>別表 3 共通仮設費率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>1.2</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p> <p style="text-align: center;">[以下略]</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]	一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.2</u>	[略]	<p>別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>別表 1・別表 2 [略]</p> <p>別表 3 共通仮設費率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>1.1</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p> <p style="text-align: center;">[以下略]</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]	一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]
適用条件			補正 係数			適用 優先																																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]																																																																																							
市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.2</u>	[略]																																																																																					
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																																					
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]																																																																																							
市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																					
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]																																																																																					

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後 令和6年5月1日から適用	現行
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)
第1～第2 [略]	第1～第2 [略]
第3 施設機械設備工事	第3 施設機械設備工事
1 [略]	1 [略]
2 請負工事費の費目	2 請負工事費の費目
2-1 [略]	2-1 [略]
2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。	2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接工事費	(2) 間接工事費
ア [略]	ア [略]
イ 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。	イ 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。
(ア)～(セ) [略]	(ア)～(セ) [略]
(ソ) <u>公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用</u>	<u>[新設]</u>
<u>(タ)</u> 雑費	<u>(ソ)</u> 雑費
(ア) から <u>(ソ)</u> までに属さない諸費用。	(ア) から <u>(セ)</u> までに属さない諸費用。
ウ [略]	ウ [略]
2-3～2-5 [略]	2-3～2-5 [略]
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算
3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。	3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接製作費	(2) 間接製作費
ア 間接労務費	ア 間接労務費
(ア) [略]	(ア) [略]

(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費 （「3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表」のとおり。）とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

イ 工場管理費

(ア) [略]

(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額 （「3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表」のとおり。）とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

(オ) [略]

3-2 据付工事原価

(1) [略]

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

(ア) [略]

(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額 （「3-10 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表」のとおり。）とする。

(ウ)～(カ) [略]

(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.2</u>	[略]

(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

イ 工場管理費

(ア) [略]

(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

(オ) [略]

3-2 据付工事原価

(1) [略]

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

(ア) [略]

(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。

(ウ)～(カ) [略]

(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]

改正後		令和6年5月1日から適用		現行																																																																			
(注) 1 ～(注) 2 [略]		(注) 1 ～(注) 2 [略]		(注) 1 ～(注) 2 [略]																																																																			
<p>(ク) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(K_r)</p> <p style="text-align: right;">× 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は表-3・5による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(K_r)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>		<p>[新設]</p>		<p>イ 現場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>																																																																			
<p>(注) 1～(注) 2 [略]</p> <p>(ク) 現場管理費の計算</p>		<p>(注) 1～(注) 2 [略]</p> <p>[新設]</p>		<p>(注) 1～(注) 2 [略]</p> <p>[新設]</p>																																																																			
地域補正の適用		地域補正の適用		地域補正の適用																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>1.1</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		適用条件			補正	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>1.0</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		適用条件			補正	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.0	[略]	<p>現場管理費 = 対象額(P) × 現場管理費率(J_o) × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、現場管理費率は表-3・6による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率(J_o)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>	
適用条件			補正	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																					
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]																																																																			
適用条件			補正	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																					
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
中山間地域	[略]	[略]	1.0	[略]																																																																			
<p>ウ [略]</p> <p>3-3～3-11 [略]</p>		<p>ウ [略]</p> <p>3-3～3-11 [略]</p>		<p>ウ [略]</p> <p>3-3～3-11 [略]</p>																																																																			

改正後 令和6年5月1日から適用	現行
<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費 (ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。 <u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 現場管理費 現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。 <u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。 <u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>表-5.1 ~ 表-5.3 [略]</p> <p>3-3 ~ 3-5 [略]</p>	<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費 (ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 現場管理費 現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。</p> <p>表-5.1 ~ 表-5.3 [略]</p> <p>3-3 ~ 3-5 [略]</p>

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後 令和6年5月1日から適用	現行
<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、<u>事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用</u>を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用<u>等</u>を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

改正後

令和6年5月1日から適用

現行

別表－1

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(2) [略]

別表－1

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(2) [略]

○ 測量業務の価格積算基準について（平成5年3月25日付け5構改D第155号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 令和6年5月1日から適用	現 行
別 紙 測量業務の価格積算基準	別 紙 測量業務の価格積算基準
1・2 [略]	1・2 [略]
3 測量業務費構成費目の内容	3 測量業務費構成費目の内容
3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、一般管理費等で構成する。	3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、一般管理費等で構成する。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、 <u>情報共有システムに要する費用（登録用及び利用料）、P C等の標準的なO A機器費用、熱中症対策費用とする。</u>	(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費 <u>を含むものである。</u>
なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。	なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。
(3) [略]	(3) [略]
3-2・3-3 [略]	3-2・3-3 [略]
4 [略]	4 [略]
別表-1 [略]	別表-1 [略]

○ 設計業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第157号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後 令和6年5月1日から適用	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 その他原価 [略]</p> <p>(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、<u>情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用</u>である。</p> <p>3-3 一般管理費等 一般管理費等は、業務処理に必要な<u>建設コンサルタント等における</u>経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該設計業務を実施する<u>建設コンサルタント等</u>の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該設計業務を実施する<u>建設コンサルタント等</u>を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用<u>等</u>を含むものである。</p> <p>3-4 [略]</p> <p>4 設計業務費の積算 <u>[削る]</u> <u>建設コンサルタント等を対象とする場合</u>の設計業務費は、次の算定方式により算定する。 設計業務費＝（設計業務価格）＋（消費税相当額） ＝ {（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）} × {1＋（消費税率）} (1)～(5) [略]</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 その他原価 [略]</p> <p>(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等である。</p> <p>3-3 一般管理費等 一般管理費等は、業務処理に必要な経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該設計業務を実施するコンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該設計業務を実施するコンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。</p> <p>3-4 [略]</p> <p>4 設計業務費の積算 <u>建設コンサルタント等を対象とする場合</u> 設計業務費は、次の算定方式により算定する。 設計業務費＝（設計業務価格）＋（消費税相当額） ＝ {（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）} × {1＋（消費税率）} (1)～(5) [略]</p>